



## 全社協・地域福祉部 News File No.39

令和2年9月7日号  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター  
<https://www.zcwvc.net/>

### 今号のトピック

#### 未来の豊かな“つながり”アクション

- コロナに負けない！カラダも頭も使ってウォーキング（山梨県・小菅村社会福祉協議会）
- みんなで集まる日まで、情報提供で見守る・つながる（大阪府・大阪市中央区社会福祉協議会）

#### 全社協からのお知らせ

- 地域福祉推進委員会「第3回企画小委員会」（令和2年8月26日）
- 地域福祉推進委員会「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」のオンライン交流会（令和2年9月4日）

#### 新型コロナウイルス関連

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金の会計処理
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について」（令和2年8月28日）

#### 制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第184回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年9月4日）
- 厚生労働省「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント」（締切：令和2年9月23日）

#### 情報提供・ご案内

- 全社協出版部「『生活福祉資金の手引（令和2年度版）』の刊行予定」のご案内（令和2年10月初旬刊行予定）
- 日本ソーシャルワーカー協会「社会福祉公開セミナー・第8回福祉問題の検証シリーズコロナに学ぶ－これからのソーシャルワーク実践」のご案内（令和2年9月26日）
- 日本社会福祉士会「2020年度 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修」のご案内（令和2年11月23日）
- 中央共同募金会「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン第2回報告会」のご案内（令和2年9月10日）

##### ＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部  
市区町村社会福祉協議会

##### «配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター  
TEL：03-3581-4655/4656 E-mail [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

## 未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、隨時、ホームページに掲載する事例も募集しております。[z-chiiki@shakyo.or.jp](mailto:z-chiiki@shakyo.or.jp) までご応募ください。

### コロナに負けない！カラダも頭も使ってウォーキング

(山梨県・小菅村社会福祉協議会)

小菅村社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止により自宅で過ごすことが多くなったお年寄りの健康作りのため、気晴らしと運動を兼ねた「コロナに負けないカラダも頭も使ってウォーキング」を実施しています。

小菅村は人口約 720 人で、半数近くが 65 歳以上の高齢者です。村が毎週実施している「タマリバ広場」(体操や食事会など) が休止になり、お年寄りは自宅にいることが多くなっています。社協は、自宅への訪問回数を増やし、悩みを聴いたり様子を見守ってきましたが、ストレスや運動不足を解消する必要があると感じ、地区内のウォーキングを考案しました。

橋立地区に約 800 メートルのコースを設定し、集落を見下ろす高台や商店前など約 20 地所のポイントを作りました。各ポイントには、「深呼吸」や「山へ向かって大声を出す」「野菜を 10 種類挙げる」「見える範囲の電柱を数える」などのメニューを書いたイラストを貼っています。

出かけるきっかけにもなり、「今まで歩いていない地区を知ることができた」「楽しく散歩ができる」と好評です。自宅から出てこない方には社協職員が電話し、社協職員、または「つどいの場」ボランティアの方と一緒に出掛けることもしています。人によってコースの距離を決め、「今回はこのポイントまで」と声を掛け合いながら行っています。6月から「つどいの場」は再開になりましたが、今後もウォーキングコースを継続し、健康づくりと地域のつながりづくりに活かしていきたいです。



お散歩コース休憩所で糸電話 & 体操

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例  
<https://tunagari-action.jp/case/>

## みんなで集まる日まで、情報提供で見守る・つながる (大阪府・大阪市中央区社会福祉協議会)

**大阪市中央区社会福祉協議会**では、新型コロナウイルス感染症により外出自粛が要請されるなかで、自宅で過ごす高齢者のニーズ把握と見守りを兼ねた情報提供をすすめました。

まずは、聞き取りによるニーズ調査を実施。日ごろから見守り活動を行ってくださる地域の方々に協力を依頼し、電話や訪問により自宅での過ごし方や今求めていることなどを聞き取っていただきました。その結果、「外出を控えているため、筋力が低下してきた」「コロナ対策の情報を知りたい」など200件を超える声が集まりました。

その声を参考に、コロナ対策の免疫力アップにもつながる「体操」「正しい手洗い」「栄養」の3つのテーマで3か月にわたり3回チラシを発行。チラシを手にする方に身近に感じていただけたらと、地域の方から集めたコロナ川柳を掲載したほか、区社協職員がモデルとなり体操や手洗いしている様子を掲載しました。日ごろ見守り活動をしていただいている地域の方々や老人会を通して配布していただいたところ、「チラシを配ることが見守り活動のきっかけになった」「人と電話で話す際の話のタネになった」「チラシをみながら毎日家で体操している」との感想が寄せられています。

今回のニーズ調査で集まった声は、日ごろから思っていることが表れていると感じています。その声を地域の中で共有しながら、どんなときでもつながりを絶やさないための取り組みをつなげていきます。



未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例  
<https://tunagari-action.jp/case/>

## 全社協からのお知らせ

### 地域福祉推進委員会「第3回企画小委員会」(令和2年8月26日)

令和2年8月26日、全社協・地域福祉推進委員会「第3回企画小委員会」をWEB会議にて開催し、①新型コロナウイルス状況下における社協活動の展開、②「市区町村社協発展・強化計画」策定の手引の改定、③「会計業務等における全国一斉点検」による不祥事の発生・再発防止の徹底、④社協会計処理の見直しに向けた検討（報告）について協議を行いました。

新型コロナウイルス状況下における社協活動の展開については、各委員の社協における新型コロナウイルス状況下での対応状況と今後の課題等について意見交換を行いました。

「市区町村社協発展・強化計画」策定の手引の改定については、『市区町村社協経営指針』の第2次改定や『全社協福祉ビジョン2020』の内容等を踏まえ、平成17年に作成した手引きを今年度改定することとしており、改定にあたっての基本的な考え方等について協議を行いました。

改定にあたって、地域福祉活動計画と社協発展・強化計画との関係性を明確にすること、社協発展・強化計画が中期経営計画であるという位置づけをより強調すること、計画の評価項目を盛り込むこと等が意見として出されました。



「会計業務等における全国一斉点検」による不祥事の発生・再発防止の徹底については、一斉点検の実施時期と重点項目について協議を行いました。新型コロナウイルス状況下を踏まえ、調査期間を長く設定し、できるだけ各市区町村社協に負担のないように一斉点検を行うこととしました。

その他、厚生労働省「社会福祉法人会計基準検討会」の再開に向けて、委員間で社協会計処理の見直しに関する論点について共有を図りました。

次回、「第4回企画小委員会」は9月23日に開催し、「市区町村社協発展・強化計画」策定の手引の改定等について検討を行う予定です。

## 地域福祉推進委員会「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」のオンライン交流会（令和2年9月4日）

令和2年9月4日、地域福祉推進委員会では、「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」の都道府県・指定都市社協間でのオンライン意見交換を開催しました。

今回のオンライン意見交換には、40都道府県・指定都市社協（各社協1アカウント）が参加し、「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」の動画配信の内容等を踏まえ、①各社協における新型コロナウイルスへの対応状況と今後想定される課題、②地域共生社会の実現に向けた今後の社協事業の展開について、zoomミーティングのブレイクアウトルームを活用し、意見交換を行いました。

「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」の動画配信は、オンライン意見交換後も引き続き、視聴することができますので、各社協においてぜひご視聴ください。



### 地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー <動画配信>

時 間	主な内容
① 5分	挨拶 全社協地域福祉推進委員会企画小委員会委員長 越智 和子
② 30分	特別講義「『全社協福祉ビジョン2020』を踏まえた今後の社協事業の展開」 全社協副会長 古都 賢一
③ 40分	行政説明「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正内容と社協への期待」 厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官 玉置 隼人
④ 40分	事業説明①「市区町村社協経営指針の改定等を踏まえた社協事業の展開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑤ 15分	事業説明②「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域福祉活動の再開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑥ 15分	事業説明③「不祥事の発生・再発防止の徹底」 全社協地域福祉部副部長 水谷 詩帆

### <動画視聴者からの主な感想>

- コロナ禍であっても、『全社協 福祉ビジョン2020』の目指す方向は不变に共感。
- 自社協では、『組織・経営基盤強化計画』を策定しているが、『市区町村社協経営指針』を踏まえ、経営や事業、組織の見直し・再編を図り、より踏みこんだ戦略が必要だと感じた。
- 社協組織の基盤強化による問題解決力の向上を図り、プラットホームとしての役割発揮について考えたい。
- 今回ウェビナーによる動画配信がタイムリーで、とても勉強になった。配信映像・音声も問題なく、聞き逃したことも再度視聴できて助かる。

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 全社協地域福祉部研修動画サイト

<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/index.html>

※ 「ID : webinar2020」「PASS : zchiiki4655」を入力すると視聴することができます。

## 新型コロナウイルス関連

### 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金の会計処理

『News File No.37』（令和2年8月25日）にて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における「慰労金」の支給にあたって、各社協における会計処理（「預り金」による処理）をお伝えしましたが、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より、「補正予算を組んで予算化して支給を行う場合」の具体的な会計処理の方法を聞き取りましたので、預り金の処理とあわせてお知らせいたします。

#### 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金の会計処理

※ 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から聞き取った内容を全社協地域福祉部で整理

##### 【方法①】すべて預り金での処理を行う場合

① 県等から慰労金分と振込手数料分が入金

##### 【資金収支】

普通預金 150,000 円 / 預り金 150,000 円 (慰労金分)	支払資金 / 支払資金
普通預金 1,000 円 / 預り金 1,000 円 (手数料分)	支払資金 / 支払資金

② 職員へ慰労金を支払

##### 【資金収支】

預り金 150,000 円 / 普通預金 150,000 円 (慰労金分)	支払資金 / 支払資金
---------------------------------------	-------------

③ 銀行へ振込手数料を支払

##### 【資金収支】

預り金 1,000 円 / 普通預金 1,500 円 (手数料分)	支払資金 / 支払資金
手数料 500 円	手数料 / 支払資金

※ 資金収支では、法人が負担することになる手数料以外は収入も支出も出てこないことになります。

##### 【方法②】補正予算を組んで予算化して支給を行う場合

補正予算を組んで予算化して支給を行うとする場合、以下のような処理が考えられます。

ただし、下記の勘定科目については一例であり、監査人や顧問税理士等と協議のうえ適宜適切な科目を設定いただくことも考えられますが、例えば報酬改定の経営調査等における適正な損益率の把握等の観点から、最低限、収支（損益）区分は同一区分で併せていただくことが望まれます。

また、同一法人で介護、障害など複数事業において慰労金を受ける場合、同一法人内で事業ごとに異なる処理がなされることは合理的ではないため、法人内での会計処理の統一にご留意いただく必要があります。

① 県等から慰労金分と振込手数料分が入金

##### 【収支】

普通預金 150,000 円/補助金事業収益（公費） 150,000 円 (慰労金分)	支払資金 / 補助金事業収入（公費）
普通預金 1,500 円/補助金事業収益（公費） 1,500 円 (手数料分)	支払資金 / 補助金事業収入（公費）

※ 大区分は支給サービスの属性に応じて適宜設定されたい

② 職員へ慰労金を支払

##### 【収支】

人件費 150,000 円 / 普通預金 150,000 円 (慰労金分)	人件費支出 / 支払資金
---------------------------------------	--------------

※ 中区分は支給対象者の属性に応じて適宜設定されたい

③ 銀行へ振込手数料を支払

##### 【収支】

事務費 - 手数料 1,500 円 / 普通預金 1,500 円 (手数料分)	手数料支出 / 支払資金
---	--------------

## 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について」(令和2年8月28日)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者を支援するため、

- 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度  
(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金)
- 委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援金制度  
(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金)

を創設し、令和2年2月27日から9月30日までの間に取得した休暇等について支援を行ってきました。

令和2年8月28日、厚生労働省は、この「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の対象期間を延長する方針を示しました。

今後、対象となる休暇取得の期限が令和2年12月末まで延長される見込みです。

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13261.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13261.html)

## 制度・施策等の動向

### 厚生労働省「第 184 回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和 2 年 9 月 4 日)

令和 2 年 9 月 4 日、「第 184 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和 3 年度介護報酬改定に向けて、各サービスの分野横断的テーマのうち、(1) 感染症や災害への対応力強化、(2) 地域包括ケアシステムの推進に関する論点が示されました。

#### 令和 3 年度介護報酬改定に向けた論点（令和 2 年 9 月 4 日）

※全社協地域福祉部整理

##### (1) 感染症や災害への対応力強化

＜論点＞

- 今般の新型コロナウイルス感染症や、昨今の自然災害における介護サービスの被災状況等も踏まえ、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・継続的に提供される体制を構築していくため、日頃からの発生時に備えた取組や発生時における業務継続に向けた取組を推進する観点から、現行の運営基準等も踏まえて、どのような方策が考えられるか。
- 各事業所において、災害や感染症が発生した場合でも業務を継続していくための業務継続計画（BCP）の策定を進めていくために、どのような方策が考えられるか。
- 災害発生時や新型コロナウイルス感染症への対応における介護報酬の臨時的な取扱いについて、災害や感染症への対応力強化や生産性向上等の観点から、ICT の活用をはじめ、平時からの取扱いとすべきものについて、どのように考えるか。

##### (2) 地域包括ケアシステムの推進

###### ① 医療・介護の連携と看取りへの対応

- 今後、医療ニーズが高い高齢者の増加が見込まれる中で、医療と介護の役割分担と連携を進めながら、それぞれのサービスの役割や機能を踏まえつつ、
  - 各サービスにおける医療ニーズや中重度者への対応の強化や、
  - 施設・居住系サービスと訪問系サービスの役割分担と連携を推進していく観点から、どのような方策が考えられるか。
- 看取りへの対応として、
  - それぞれのサービスの役割や機能も踏まえた対応の充実や、
  - 人生の最終段階においても、利用者の尊厳を保持し、本人の意思に沿ったケアを進める観点から、どのような方策が考えられるか。

###### ② 認知症への対応力強化

- 今後、認知症の人が増加していくことが見込まれる中、施設においても在宅においても、認知症の人本人の意思決定を基本として、それぞれの状況に応じて適時・適切な医療・介護等が提供されることが求められる。

特に、在宅の中重度の要介護者も含めた認知症対応力を向上させていくことが求められるが、こうした観点から、認知症関連加算の算定状況や在り方について、どのような対応が考えられるか。

- また、在宅や施設で生活する認知症の人の BPSD の発症を予防したり、重症化の緩和を図る観点や、介護現場の負担を軽減する観点から、的確なアセスメントや認知症の本人の視点を重視したケア手法の標準化を図るため、どのような具体的な取組が考えられるか。また、定期的なアセスメントを通じて、科学的に効果が裏付けられた質の高い介護の実現につなげていくことが考えられないか。
- さらに、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、BPSD の予防を進めていくとともに、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させることが求められるが、どのような取組が考えられるか。

③ 地域の特性に応じたサービスの確保

- 地域の特性に応じながら、都市部や中山間地域等のいかんにかかわらず、各地域で質の確保された必要なサービスを確保していく観点から、地方からの提案も踏まえつつ、どのような対応が考えられるか。

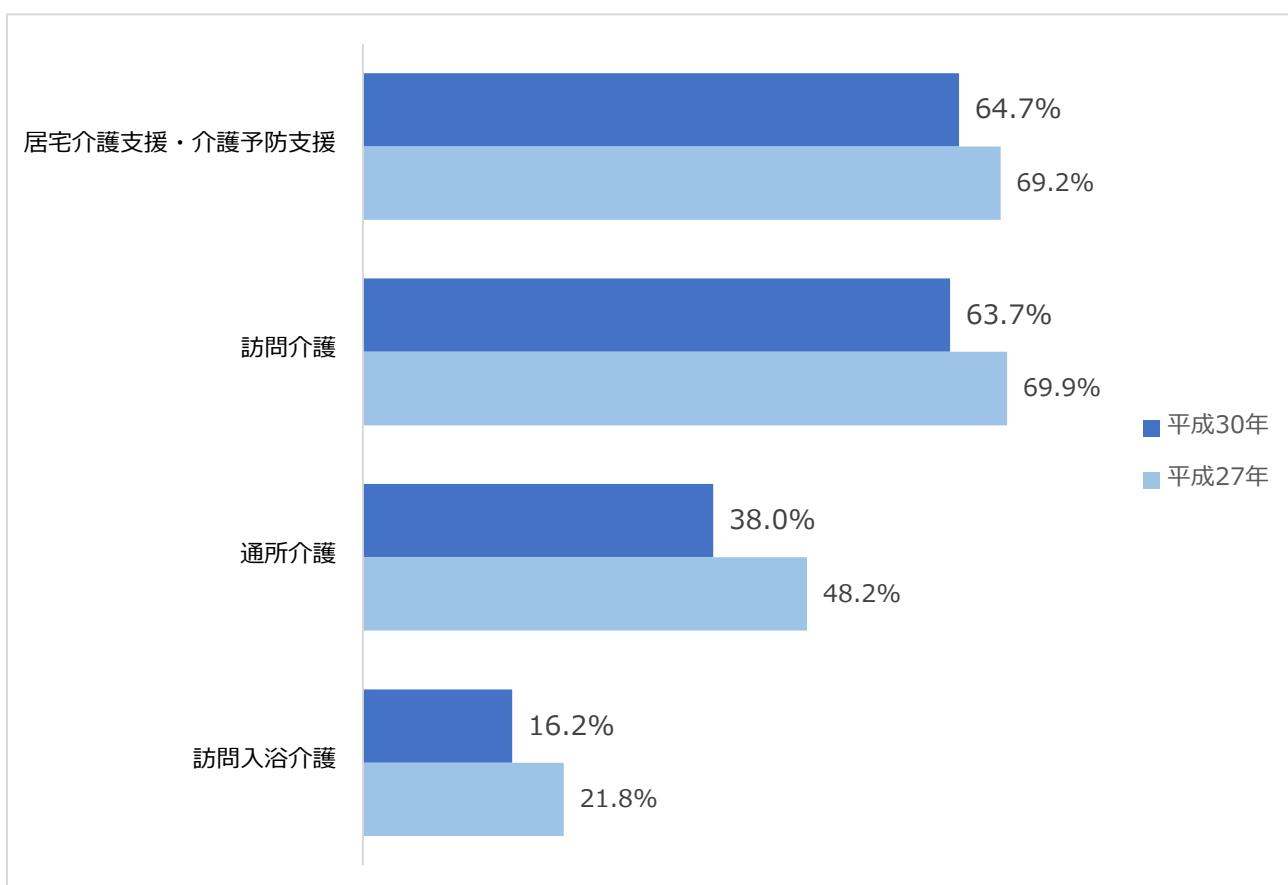
今回の論点に関連して、全社協・地域福祉推進委員会では、「平成 30 年度介護報酬改定に関する要望書」(平成 29 年 11 月 21 日)において、社協が、従来から、地域包括ケアシステムの構築に資する介護サービスの提供を目指し、担い手・受け手の区別なく、互いに支え合う地域づくりをすすめるため、地域住民の生活に寄り添った質の高い介護サービスや生活支援とあわせて、地域住民とともに複合的な生活課題や制度の狭間の問題に対応する総合相談・生活支援体制の構築に取り組んできたことを強調し、①地域共生社会の拠点としての通所介護の位置づけと報酬上の評価、②在宅での生活限界点を高める居宅介護支援の拡充、③中山間地域等における居宅サービス及び地域密着型サービスの安定的な提供等を要望してきました。

この要望書の内容を踏まえつつ、各社協の実態を把握した上で、令和 3 年度報酬改定に向けて、「市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」において検討を進めていくこととしています。

**厚生労働省 第 184 回社会保障審議会介護給付費分科会**  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13243.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13243.html)

**【参考】平成 27 年及び平成 30 年社協における主な介護保険サービスの実施率**

平成 27 年 : N = 1,457 社協、平成 30 年 : N = 1,512 社協



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2015』、『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

## 厚生労働省「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント」 (締切：令和2年9月23日)

令和2年8月25日、厚生労働省は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントを開始しました（締切：令和2年9月23日）。

今回の省令案は、社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日）を踏まえ、①第1号事業の対象者の弾力化、②第1号事業のサービス価格の上限の弾力化等の改正を行うものです（施行日：令和3年4月1日）。

### 介護保険法施行規則の一部を改正する省令案について

※ 全社協地域福祉部整理

#### (1) 第1号事業に関する見直し

##### ① 第1号事業の対象者の弾力化

- 第1号事業について、要介護者であっても、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、市町村が認めた場合には、要介護者であっても第1号事業を受けられることとする。
- ② 第1号事業のサービス価格の上限の弾力化
- 第1号事業のサービス価格について、現行は、国が定める額を上限として市町村が定めることとされているところ、この規定を改正し、国が定める額を勘案して市町村が定めることとする。

#### (2) 在宅医療・介護連携推進事業に関する見直し

- 介護保険法施行規則第140条の62の8に規定する在宅医療・介護連携推進事業について、以下のとおり見直しを行う。
  - ・ 在宅医療・介護連携推進事業の実施に当たり、市町村が在宅医療及び介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みの構築のため、他の地域支援事業に基づく事業等と連携して実施することを明確化する。
  - ・ 情報の収集、課題の把握、企画・立案等を行う事業について、PDCAサイクルに沿った取組を実施しやすくなるよう事業の規定の順番等を整理するとともに、取組の趣旨を明確化する。
  - ・ 医療・介護関係者に対する支援として、情報共有の支援、知識の習得や向上のための研修その他の地域の実情に応じた取組を実施することとする。

公布日：令和2年10月中旬（予定）

施行日：令和3年4月1日

e-Gov 「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200199&Mode=0>

厚生労働省 社会保障審議会介護保険部会意見（令和元年12月27日）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08698.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08698.html)

## 情報提供・ご案内

### 全社協出版部「『生活福祉資金の手引（令和2年度版）』の刊行予定」のご案内（令和2年10月初旬刊行予定）

全社協では、生活福祉資金貸付事業において、広く執務関係資料として活用されております『生活福祉資金の手引』を刊行しております。令和2年度版は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急小口資金貸付関係の通知等を新たに収録し、令和元年度版と比べ約200ページ増加した貸付事業の実務関係者必携の書であるとともに、貸付事業を行う市町村社協になくてはならない1冊となっております。

現在、各都道府県社会福祉協議会において、作成部数の取りまとめを実施していますので、ご興味・ご関心のある方は、ぜひ最寄りの都道府県社会福祉協議会にお早めにお問い合わせください。取りまとめ期間終了後には、書籍の刊行後、全社協出版部受注センターにて、注文受付をいたします（お届けは10月初旬以降を予定）。

各市町村社会福祉協議会における生活福祉資金貸付事業に携わる職員はもちろん、関係部署でもぜひご活用ください。

【仕様・頁数（予定）】A5判、PUR製本、800ページ程度（前年比 約200ページ増）

【定価】3,190円（本体：2,900円）

【送料】1か所あたりの送本数

（1）1～3部：500円

（2）4部以上：サービス

【発行予定日】令和2年9月下旬頃

【発送予定日】令和2年10月初旬頃

【参考】令和元年度版 生活福祉資金の手引

[https://www.fukushinohon.gr.jp/\\_surl/197](https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/197)

※昨年度刊行の手引です。

#### I 生活福祉資金貸付制度

- 1 生活福祉資金貸付制度の概要
- 2 生活福祉資金貸付制度の沿革
- 3 通知集
- 4 生活福祉資金貸付制度のQ & A

#### II 申込書類様式例

#### III 臨時特例つなぎ資金貸付制度

- 1 通知
- 2 臨時特例つなぎ資金貸付事業に係るQ & A

#### IV 住居・生活支援対策の概要

- 1 住居確保給付金の支給について
- 2 生活福祉・就労支援協議会の設置について

#### V 参考資料

- 1 生活福祉資金貸付の生活保護制度上の取扱い
- 2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の生活保護上の取扱い



## 日本ソーシャルワーカー協会「社会福祉公開セミナー・第8回福祉問題の検証シリーズ コロナに学ぶ－これからのソーシャルワーク実践」のご案内（令和2年9月26日）

いわゆるコロナウイルス感染拡大（以下、コロナ）により、医療現場の窮状が伝えられるが、ソーシャルワークや社会福祉実践においても多大な影響を受けました。しかし、そこではどのような生活課題が出現し、これまでの実践にどのように影響を与え、ソーシャルワーカーはどのようなジレンマを抱いたのか、あるいは、コロナにより最も被害を受けたのはどのような方々で、そこで課題となつたことは何か、さらには今後、生活様式や社会構造が変化するのであるならば、その情勢に即した今後のソーシャルワーク実践はどう変わるのか、これらを今回のコロナに学び、今後のソーシャルワーク実践を考えなければならない時期にきています。

ソーシャルワークや社会福祉実践の様々な分野の現状とジレンマを理解し、それぞれの分野で表出した課題を共有しながら、「new normal」のソーシャルワーク実践は何をするべきなのかを共に考え、行動に移す機会とするために開催します。

### 日本ソーシャルワーカー協会

### 「社会福祉公開セミナー・第8回福祉問題の検証シリーズコロナに学ぶ－これからのソーシャルワーク実践」

**【主 催】**特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会

**【開催日時】**令和2年9月26日（土）14時～15時30分

**【開催方法】**オンライン研修（zoom）

**【内 容】**（オンラインによる対談方式）

セッション①：現状の理解（コロナによりどのような影響を受けたか）

セッション②：新たな課題（最も被害を受けたのは誰か、どのような課題が出現したか）

セッション③：今後の実践（コロナから何を学ぶか、今後のソーシャルワーク実践はどうなるか）

スピーカー：保良 昌徳（日本ソーシャルワーカー協会副会長）

毛利 公一（日本ソーシャルワーカー協会理事）

高石 豪（日本ソーシャルワーカー協会事務局長）

モデレーター：末永 亜衣（日本ソーシャルワーカー協会常任理事）

**【定 員】**50名（先着順／定員に達し次第締め切ります）

**【参 加 費】**

日本ソーシャルワーカー協会会員 1,000円／一般参加 1,500円／学生参加 500円

**【申込方法】**

Peatixよりお申込みください（支払い方法については、<https://bit.ly/3hikYXs> でご確認ください）

日本ソーシャルワーカー協会 コロナに学ぶ－これからのソーシャルワーク実践 フライヤー

[http://www.jasw.jp/news/pdf/2020/20200926\\_01.pdf](http://www.jasw.jp/news/pdf/2020/20200926_01.pdf)

日本ソーシャルワーカー協会 コロナに学ぶ－これからのソーシャルワーク実践 開催要項

[http://www.jasw.jp/news/pdf/2020/20200926\\_02-a.pdf](http://www.jasw.jp/news/pdf/2020/20200926_02-a.pdf)

## 日本社会福祉士会「2020 年度 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修」のご案内（令和 2 年 11 月 23 日）

地域における複合的な問題を解決するためには、相談につながった事例を受け止め、多職種・多機関連携により事例を紐解くためのスキルが要求されます。インターク面接による情報収集、その情報をもとにした問題把握、本人や環境の課題を明確化し、解決のための具体的方法と役割分担を明確にすることが必要です。

本研修では、ソーシャルワーカー（相談支援）に必須とされる複合的多問題な事例の見立てから紐解き方までの一連の手法を学びます。

### 日本社会福祉士会「2020 年度 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修」

【テーマ】 断らない相談支援に対応するソーシャルワーカー～複合的多問題を紐解く手法～

【日 時】 令和 2 年 11 月 23 日（月・祝）10：00～17：30

【会 場】 オンライン会議室（Zoom ミーティング）

【対 象】 **社会福祉協議会**、行政、生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センター、相談支援事業所、ひきこもり問題や自殺対策担当者、子育て世代包括支援センター、本テーマに関心のある社会福祉士等の実践者

【定 員】 50 名（先着順）

【参加費】 社会福祉士会会員 6,500 円 会員以外 8,000 円

【締 切】 令和 2 年 9 月 30 日（水）16：00

【申 込】 下記 URL の申込ページにて受付

〔申込 URL〕<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=oard-tcmes-9868f7107a0d5ac19442ac791465e384>

※ 9 月 9 日（水）10:30 より受付開始

【問合せ先】 公益社団法人日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階

TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543

日本社会福祉士会 2020 年度 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修 開催要項

<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/kensyu/honkai/senmon/index.html#20201123>

※ 9 月 8 日（火）に掲載予定



## 中央共同募金会「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン第2回報告会」のご案内（令和2年9月10日）

新型コロナ感染拡大の影響を受け、様々な面でお困りの方たちを、地域で支えていく活動に対する助成事業「支える人を支えよう！赤い羽根新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」の第2回報告会をオンラインで実施します。

報告会では、事業の概要や、助成事例の一部をご紹介します。

### 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン第2回報告会

【期　　日】令和2年9月10日（木）18：00～18：45

【実施方法】Zoomによるオンライン開催（ウェビナー形式）

【参 加 費】無料

#### 【プログラム】

- (1) 開会挨拶
- (2) キャンペーン及び助成の概要説明
- (3) 団体からの活動報告（3団体）
- (4) 質疑応答

【詳細・申込】<https://www.akaihane.or.jp/news/14120/>

※ 上記サイトの申込フォームが使用できない場合は、メールにて①お名前、②ご所属・役職、③メールアドレス、④電話番号を記載の上お申込みください。

〔E-mail〕 [kikin@c.akaihane.or.jp](mailto:kikin@c.akaihane.or.jp)

【申込締切】前日の9月9日までにお申し込みください。

【問合せ先】中央共同募金会 基金事業部（担当：小林）

TEL : 03-3581-3846（平日 午前9時30分～午後5時30分）

中央共同募金会 「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」第2回 web 報告会の開催について  
<https://www.akaihane.or.jp/news/14120/>